

『大蔵大臣2003/2004/2006』

平成18年5月施行 会社法改正に対応するために

応研株式会社

はじめに

『大蔵大臣』をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

『平成18年5月 会社法改正対応版』を送付させていただきますので、以下の手順で処理を行っていただきますようお願いいたします。

1 『平成18年5月 会社法改正対応版』のインストール

『大蔵大臣』を終了し、CD-ROMをセットしてください。[OK]をクリックすると自動的にインストールを開始します。

☞ 「1 インストール」 p.3をご参照ください。

2 平成18年5月施行 会社法改正の内容

平成18年5月1日より会社法の内容が一部改正されます。

改正内容は次のとおりです。

※「医療法人」「公益法人」科目体系は対象外となります。

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号) 5ページ
2. 役員賞与に関する会計基準(企業会計基準第4号) 6ページ
3. 株主資本等変動計算書に関する会計基準(企業会計基準第6号) 6ページ
4. 個別注記表の対応について 6ページ
5. 役員報酬手当及び人件費の内訳書の変更について 6ページ
6. その他の主な会社法の改正点 6ページ

3 平成18年5月施行 会社法改正対応

1. 勘定科目登録での操作 7ページ
2. 役員賞与科目の追加 9ページ
3. 株主資本等変動計算書 10ページ
4. 個別注記表 11ページ
5. 役員報酬及び人件費の内訳書 12ページ
6. 【参考】繰越利益剰余金の集計について 12ページ

※平成18年5月 会社法改正の処理を行う前に

平成15年4月施行商法改正に対応しているかの確認をしてください。

メニューバーから[ヘルプ]→[バージョン情報]を開き、[システム情報]ボタンをクリックしてください。

《基本情報》	
会社コード	: 1
会社名・支社名	: ○○株式会社
会計期	: 第 10期
会計期間	: 平成18年 4月 1日 ~ 平成19年 3月31日
入力開始	: 平成18年 4月 1日
住所1	:
住所2	:
商法改正対応 : 平成15年改正対応済み	

「商法改正対応」が「未対応」または「平成13年改正対応済み」「平成14年改正対応済み」の場合は、弊社ホームページ(<http://www.ohken.co.jp/>)「サポートオンライン」→「よくあるご質問(FAQ)」→「大蔵大臣シリーズ」より「平成18年5月 会社法改正に対応する前に」をダウンロードし、説明書に従って操作を行ってください。

1 インストール

『大蔵大臣』プログラムCD-ROMの再インストールは、以下の手順で処理を行っていただきますよう、お願いいたします。

※ LANPACK、ピア・ツー・ピアをご利用の場合

サーバー（ホスト）側で以下の処理を行ってください。

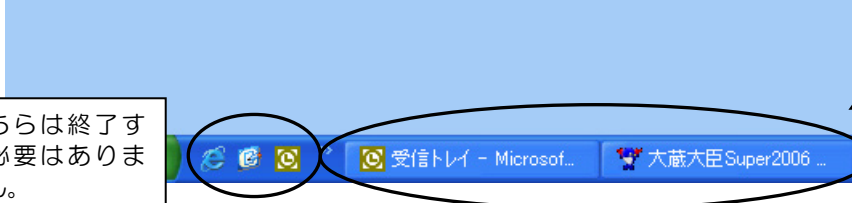
注意：クライアントセットアップが必要な場合があります。手順については次ページを参照してください。

①『大蔵大臣』は終了していますか？

『大蔵大臣』を起動している場合は、必ず作業終了してください。

また、他に起動しているプログラムがありましたら、全て終了してください。

こちらは終了する必要はありません。

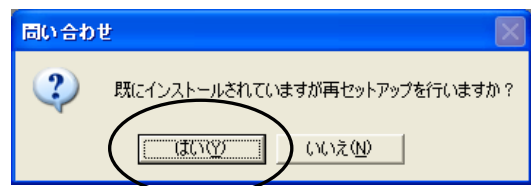
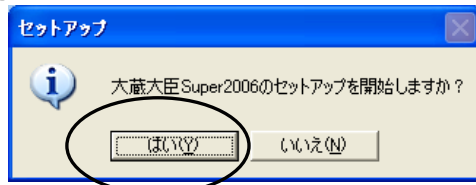


画面左下の「スタート」ボタンの右側に、プログラム名が表示されている場合は、**右クリックして「閉じる」をクリックしてください。**

②『大蔵大臣』のCD-ROMをセットしてください。

ご送付いたしました『大蔵大臣』のCD-ROMを、CD-ROMドライブにセットしてください。

③ 確認メッセージで、次のボタンをクリックしてください。

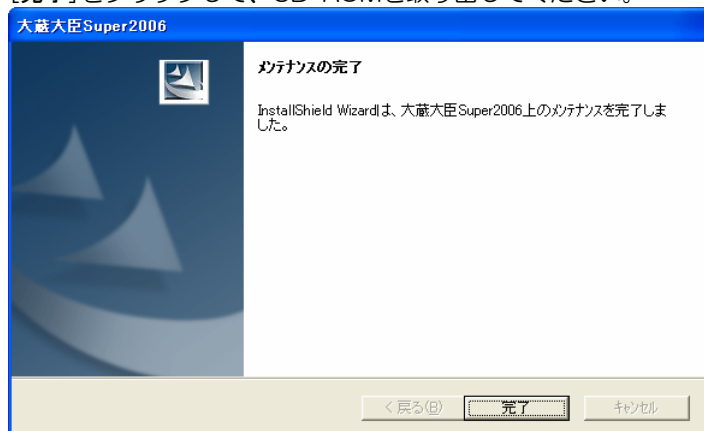


インストールが始まります。（インストールには、時間が数分かかります。）

※ 途中、管理ツールのセットアップウィザードが表示される場合がありますが、セットアップを続行してください。

④「メンテナンスの完了」メッセージが表示されると、作業は終了です。

[完了]をクリックして、CD-ROMを取り出してください。



⑤ 再インストールは終了です。

< LANPACK、ピア・ツー・ピアをご利用のお客様へ >

プログラムをクライアントに置いている（※ 補足参照）場合は・・・

1. 3ページの①～④の処理を、サーバー(ホスト)側で行ってください。
2. 各クライアントコンピュータでクライアントセットアップを行ってください。

操作手順は、「セットアップマニュアル」の「クライアントセットアップ」のページをご参照ください。

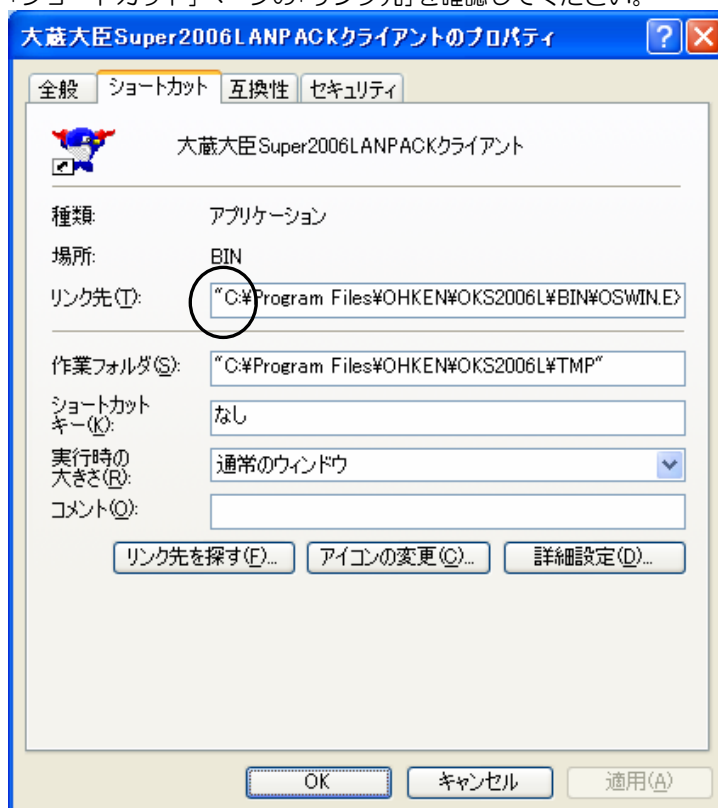
※ プログラムをサーバー(ホスト)に置いている場合は、クライアントセットアップを行う必要はありません。

※ ERP LANPACK、ERP ピア・ツー・ピアの場合は、必ずクライアントセットアップが必要です。

補足：プログラムを置いている場所の確認方法

クライアントコンピュータで、デスクトップ上の「大蔵大臣LANPACKクライアント」(LANPACKの場合)、「大蔵大臣ピア・ツー・ピア クライアント」(ピア・ツー・ピアの場合)のアイコンを右クリックし、「プロパティ」をクリックしてください。

「ショートカット」ページの「リンク先」を確認してください。



左の画面の場合は、クライアントにプログラムがあります。

最初の文字によって、プログラムを置いている場所がわかります。

・アルファベットの場合同 …… クライアント

→ クライアントセットアップが必要です。

・“¥¥” の場合 …… サーバー、ホスト

→ クライアントセットアップは必要ありません。

ただし、ERP LANPACK、ERP ピア・ツー・ピアの場合は、クライアントセットアップが必要です。

2 平成18年5月施行 会社法の改正内容

1 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号)

貸借対照表の「資本の部」が「純資産の部」へ名称変更され、表示内容が変更されます。主な変更内容は以下のとおりです。

- ・貸借対照表は、資産の部、負債の部、純資産の部に区分します。
- ・純資産の部は、株主資本、評価・換算等差額等、新株予約権に区分します。
- ・株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式に区分します。
- ・資本剰余金は、さらに資本準備金、その他資本剰余金に区分します。
- ・利益剰余金は、さらに利益準備金、任意積立金、その他利益剰余金に区分します。

現行の表示と改正後の表示内容を比較すると、以下のようなイメージとなります。

現行	改正後
(資本の部) I 資本金 II 資本剰余金 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 (1) 資本金及び資本準備金減少差益 (2) 自己株式処分差益 資本剰余金合計 III 利益剰余金 1 利益準備金 2 任意積立金 3 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) 利益剰余金合計 IV 土地再評価差額金 V その他有価証券評価差額金 VI 自己株式 資本合計	(純資産の部) I 株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 資本剰余金合計 3 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) 任意積立金等 3 その他利益剰余金 利益剰余金合計 4 自己株式 株主資本合計 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 III 新株予約権 純資産合計

 …… 削除されます。
 …… 追加されます。

【『大蔵大臣』での対応】

[勘定科目登録]でこの改正に必要な科目の変更を一括して行います。

[勘定科目登録]を開くとF10[法改正]ファンクションが追加されています。

詳しくは「3 平成18年5月施行 会社法改正対応」をご参照ください。

☞ 「3-1 勘定科目登録での操作」 p.7

2 役員賞与に関する会計基準(企業会計基準第4号)

役員賞与は発生した会計期の費用として処理する必要があります。

【『大蔵大臣』での対応】

損益計算書科目に役員賞与が追加されます。

勘定科目登録から科目追加を行ってください。

☞ 「3-2 役員賞与科目の追加」 p.9をご参照ください。

3 株主資本等変動計算書に関する会計基準(企業会計基準第6号)

決算報告書における利益処分計算書が廃止され、株主資本変動計算書が追加されます。

【『大蔵大臣』での対応】

- ・ 決算報告書・合算決算報告書の「利益処分計算書」が廃止され、「株主資本変動計算書」が追加されます。
- ・ 損益計算書の「前期繰越利益」以下の科目がなくなります。

☞ 「3-3 株主資本等変動計算書」 p.10をご参照ください。

4 個別注記表の対応について

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書のほかに個別注記表も決算書類として提出することが義務付けられています。

【『大蔵大臣』での対応】

CD-ROMの中に“個別注記表記入例.txt”というひな型のファイルがありますので、これをもとに作成してください。

☞ 「3-4 個別注記表」 p.11をご参照ください。

5 役員報酬手当及び人件費の内訳書の変更について

役員報酬手当及び人件費の内訳書の形式が変更になりました。

☞ 「3-5 役員報酬手当及び人件費の内訳書」 p.12をご参照ください。

6 その他の主な会社法の改正点

○株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)として統合

施行日以降は有限会社の設立はできませんが、既存の有限会社については、引き続き従前の規律を維持するための所要の措置が設けられています。

○設立時の出資額規制の撤廃(最低資本金制度の見直し)

株式会社の設立に際して出資すべき額について、下限額の制限が撤廃されています。

○会計参与制度の創設

主として中小企業の計算書類の正確性の向上等を図るため、任意設置の機関として、会計に関する専門的識見を有する公認会計士又は税理士が、取締役等と共同して計算書類を作成し、当該計算書類を取締役等とは別に保管・開示する職務等を担うという、会計参与制度が創設されています。

○新たな会社類型(合同会社=LLC)の創設

創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図るため、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用されるという特徴を有する新たな会社類型(合同会社)が創設されています。

3 平成18年5月施行 会社法改正対応

1 勘定科目登録での操作

[勘定科目登録]でこの改正に必要な科目の変更を一括して行います。

※「医療法人」「公益法人」科目体系は対象外となります。



この処理を行うと以前の状態に戻すことはできません。
必ずデータのバックアップを行ってから実行してください。

[初期設定]→[勘定科目登録]を開いてください。



F10[法改正]をクリックしてください。以下の画面が表示されます。



左側に対応前の科目体系が、右側に対応後の科目体系が表示されます。

追加科目

- | | | |
|-------------|---------|-----------|
| ・ 其他利益剰余金計 | ・ 株主資本計 | ・ 繰越ヘッジ損益 |
| ・ 評価・換算差額等計 | ・ 新株予約権 | |

削除科目

- | | | | |
|---------------|------------|-------------|-------------|
| ・ 当期末処分利益(損失) | ・ 土地評価差額金計 | ・ 株式等評価差額金計 | ・ 自己株式払込金計 |
| ・ 前期繰越利益(損失) | ・ 積立金目的取崩額 | ・ 利益準備金取崩額 | ・ 自己株式処分差損 |
| ・ 自己株式償却額 | ・ 中間配当額 | ・ 利益準備金積立額 | ・ 過年度税効果調整額 |
| ・ 圧縮積立金取崩高 | ・ その他税効果 | | |

※ 一般企業向け勘定科目での例です。導入後に科目を追加している場合や、他の科目体系で作成している場合は異なる場合があります。

改正後の科目には利益剰余金の分類に「その他利益剰余金計」の科目が追加されています。
よろしければF12[実行]をクリックしてください。合計先変更ダイアログが表示されます。

合計先変更

平成18年会社法対応に伴い、利益剰余金分類に会計科目「20-その他利益剰余金計」が追加されています。
「20-その他利益剰余金計」を合計先にする利益剰余金科目を選択してください。
OKボタンを押すと次の処理へ進みます。

科目指定 指定件数: 8 / 70件です

OK キャンセル

▼ボタンをクリックしてください。個別指定の画面が表示されます。

個別指定

科目(F9) 0015:流動負債計

科目分類(F4) 0:全範囲

選択されている科目

- [3311]利益準備金
- [3312]役員退職積立金
- [3313]平均配当積立金
- [3314]その他の剰余金
- [3315]別途積立金
- [3316]その他の剰余金
- [3317]その他の剰余金
- [3321]前期未処分利益(損失)

ここに「利益準備金」がある場合は削除してください。

削除(DEL) 全選択(F7) 全解除(F8)

▲(F5) ▼(F6) OK (F12) キャンセル(ESC)

利益剰余金分類の科目のうち「その他利益剰余金計」を合計先にする科目を指定できます。

合計先を変更する必要がなければそのまま[OK]をクリックしてください。

※「その他利益剰余金計」を使用しない場合は、個別指定画面で[全解除]をクリックして科目を0件にしてください。

「その他利益剰余金計」を合計先としない科目がある場合は、「選択されている科目」欄で使用しない科目を指定し[削除(DEL)]をクリックしてください。

指定が完了したら[OK]をクリックしてください。

合計先変更画面に戻りますので、[OK]をクリックしてください。確認メッセージが表示されます。

平成18年会社法

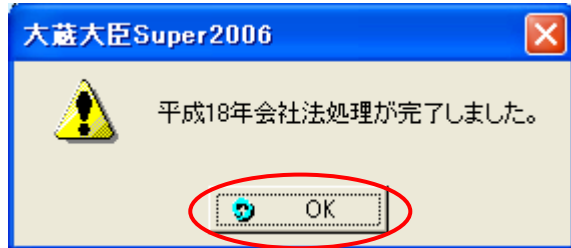
平成18年会社法対応処理を行います。
この処理を行うと以前の状態に戻すことはできません。
必ずデータのバックアップを取ってから実行してください。
よろしいですか？

☒ 実行する

OK キャンセル

「実行する」にチェックをつけ、[OK]をクリックしてください。

終了すると以下のメッセージが表示されます。



[OK]をクリックしてください。勘定科目登録画面に戻ります。



・削除する科目について

これまで、当期末処分利益の計算が損益計算書の末尾で表示され、株主総会における利益処分(又は損失処理)の結果を受けて、利益処分計算書が開示されてきました。会社法では、すべての株式会社に対して、株主資本等変動計算書の作成を求め、当該計算書を株主に送付しなければならないとされています。このため損益計算書の末尾に存在した当期末処分利益分類の科目は削除されます。

・大臣側で削除する場合の注意点と結果

削除科目が期首残高と前年度データ以外で使用されている場合は、削除できないため処理が続行できません。使用している箇所を変更して再度会社法対応処理を実行してください。

前年度データの損益計算書の前期繰越利益は純資産の部の繰越利益剰余金に転送されます。

前期繰越利益以外の期首残高と前年度データの残高は削除されます。

2 役員賞与科目の追加

役員賞与は発生した会計期の費用として処理する必要があります。

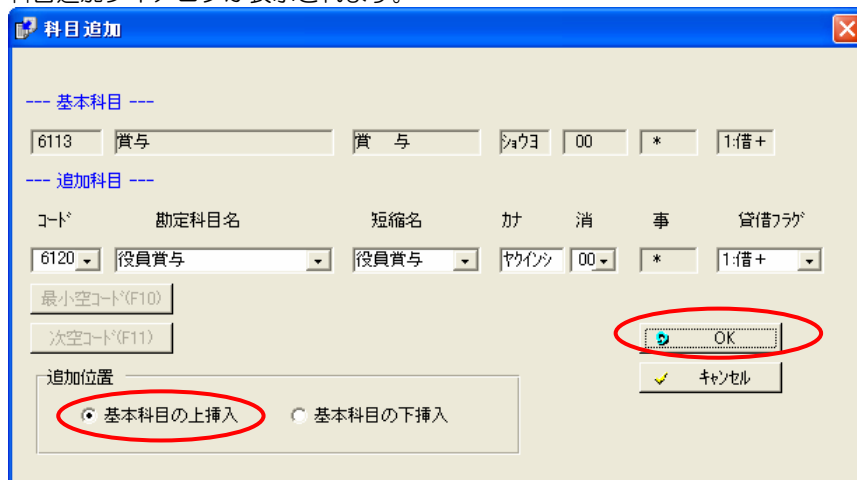
[勘定科目登録]で「賞与」の上に「役員賞与」を追加してください。

※ 以下の操作の科目コードは一般企業向け勘定科目を元としています。

導入後に科目を変更している場合や、他の科目体系で作成している場合は、科目コードが異なることがあります。この追加方法を参考に「役員賞与」の追加を行ってください。

[勘定科目登録]を開き「6113:賞与」にカーソルをあわせてF6[科目追加]をクリックしてください。

科目追加ダイアログが表示されます。



勘定科目名・短縮名・カナを入力し、追加位置に「基本科目の上挿入」を選択して[OK]をクリックしてください。

3 株主資本等変動計算書

会社法対応データでは、[決算報告書][合算決算報告書]を開くと「株主資本等変動計算書」のページが出力されます。F11[ページ切替]又は、画面右に存在する「株主資本等」のインデックスをクリックしてください。

株主資本等変動計算書画面が表示されます。

キー機能	説 明
F6[形式]	株主資本等変動計算書の様式を指定します。(横様式／縦様式)
F10[明細追加]	指定された期間の伝票明細を集計して追加します。
F12[編集]	入力済みの明細を編集します。 行削除、行挿入、行移動（上移動・下移動）、修正、初期化を行います。

(1) 操作方法

変動事由と金額を入力します。

指定した期間の伝票明細を集計する場合は、F10[初期化/明細追加]をクリックしてください。

貸借対照表の純資産の部の各金額が集計されます。

※ F10[初期化/明細追加]では、期首残高と指定期間の伝票明細を集計するものです。当期純利益は集計されません。必要に応じてF12[編集]から追加処理を行ってください。

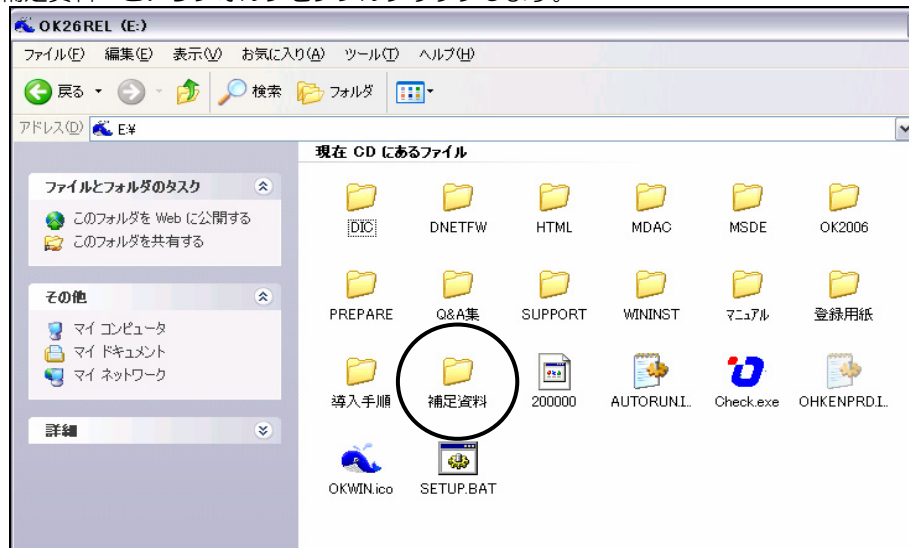
表示されている変動事由・金額を変更する場合は、変更したいセルにカーソルをあわせてダブルクリックまたはF4[修正]をクリックしてください。事由入力ダイアログが表示されます。

- ・変動事由 (文字入力 全角換算15文字×2段以内)
- ・金額 (数値入力 12桁以内)

4 個別注記表

個別注記表の作成は以下の手順で行ってください。

- (1) 『大蔵大臣』のCD-ROMをドライブに挿入し、マイコンピュータからCD-ROMドライブを「右クリック」→「開く」で開いてください。
- (2) “補足資料”というフォルダをダブルクリックします。



- (3) “個別注記表記入例.txt”というファイルがありますので開いてください。

個別注記表

商号 ○○株式会社

平成○○年 ○月 ○日から

平成○○年 ○月 ○日まで

Ⅰ. 継続企業の前提に関する注記

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 中小企業会計指針の適用

- (4) 必ず「ファイル」→「名前をつけて保存」で適切な場所に保存していただき、ワープロソフトなどで編集の上、ご利用ください。



CD-ROMを紛失した場合

『大蔵大臣』がインストールされているフォルダ(C:\Program Files\OHKEN\OK2006など)の中のBINというフォルダの中にも“個別注記表記入例.txt”が入っていますので、CD-ROMを紛失された場合はそちらをご利用ください。

5 役員報酬及び人件費の内訳書【Superのみ】

[内訳書]→[役員報酬及び人件費の内訳書]を開いてください。画面が以下のように変更されています。

■ 役員報酬手当及び人件費の内訳書

ESC F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

開じる ヘルプ 語句登録 出力 人件費 行挿入 行削除 全抹消 一覧 前行複写 編集

役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との 関係	常勤/ 非常勤	役員 給与計	使用人 給与分	使用人 給与分 以外				連累給与
						定額同額 給与	事前確定 給出給与	利益連動 給与	その他	
常務 田中 太郎	東京都新宿区西新宿 1丁目 6- 1		常勤	410,000	200,000	10,000	200,000	0	0	950,000
取締役 取締役 田中 伸一	大阪府大阪市中央区今橋 4丁目 3- 1 5	顧問	常勤	450,000	100,000	20,000	100,000	0	230,000	950,000
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
計				860,000	300,000	30,000	300,000	0	230,000	1,900,000

6【参考】繰越利益剰余金の集計金額について

会社法対応後データでは、[試算表]・[決算報告書]の「3321:繰越利益剰余金」には

【3321:繰越利益剰余金の期首残高 + 9111:当期純利益】の金額が集計されます。

繰越利益剰余金の元帳には「3321:繰越利益剰余金」の期首残高と「繰越利益剰余金」で仕訳した明細のみ集計されます。